

琉球大学大学院法務研究科規程

平成 16 年 4 月 1 日
制 定

(趣旨)

第 1 条 この規程は、琉球大学大学院学則（以下「学則」という。）及び琉球大学学位規則に定めるもののほか、琉球大学大学院法務研究科（以下「研究科」という。）に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第 1 条の 2 研究科は、人間関係や社会問題に対する深い洞察力と専門的職業人としての高い倫理観を備え、地域にこだわりつつ、世界を見る法曹人を養成することを目的とする。

(専攻)

第 2 条 研究科に、法務専攻を置く。

2 前条に定める研究科の目的を実現するため、法務専攻にインターナショナル・ロイヤー・コースを設ける。

(授業科目等)

第 3 条 研究科における授業科目及び単位数は、別表 1 のとおりとする。

(指導教員)

第 4 条 学生の履修指導のため、指導教員を置く。

2 指導教員は、専任（みなし専任を除く。）の教授又は准教授をもって充てる。

3 指導教員は、入学から修了まで、学生による授業科目の履修等に適切な助言を行うとともに、学生生活・進路等の相談指導に当たる。

4 指導教員の変更は、原則として認めない。ただし、特別の事情が生じた場合に限り、研究科委員会の議を経て、その変更を認めることができる。

(履修方法)

第 5 条 学生は、必修科目 76 単位（法律基本科目 66 単位、実務基礎科目 10 単位）、選択科目 23 単位（実務基礎科目 1 単位、基礎法学・隣接科目 4 単位、展開・先端科目 18 単位）以上を修得しなければならない。

2 インターナショナル・ロイヤー・コースを選択した学生は、基礎法学・隣接科目について所定の授業科目 2 単位以上、展開・先端科目について所定の授業科目 8 単位以上を修得しなければならない。

- 3 各年次の学生が、1年間に履修できる単位の上限は、各号に定める単位数とする。
ただし、前期または後期のみ在学するときは、その単位数の2分の1とする。
 - (1) 1年次 42単位
 - (2) 2年次 36単位
 - (3) 3年次 44単位（当該年度の終わりに研究科の課程を修了できないことが明らかである場合には、36単位）
- 4 別表2に定める授業科目については、所定の履修条件を満たさなければ履修することができないものとする。

（履修手続）

第6条 学生は、履修しようとする授業科目を当該授業科目担当教員の承認を得て、各学期の履修登録期間内に所定の様式により研究科長に届け出なければならない。

（長期履修制度）

- 第6条の2 学生が、職業を有している等の事情により、標準修業年限（3年）を超えて一定の期間にわたり計画的に研究科の課程を履修し修了することを希望する旨を申し出たときは、学則第26条の3の定めるところにより、研究科委員会の議を経て、その計画的な履修を認めることができる。
- 2 前項に関し必要な事項は、研究科委員会が別に定める。

（他の大学院の授業科目の履修）

- 第7条 指導教員が必要と認めるときは、学則第27条の定めるところにより、他の大学院との協議に基づき、学生に当該他の大学院の授業科目を履修させることができる。
- 2 指導教員が必要と認めるときは、本学の他の研究科の授業科目を指定し、学生に履修させることができる。
 - 3 指導教員が必要と認めるときは、本学の学部の授業科目を指定し、学生に履修させることができる。
 - 4 第1項及び第2項の定めるところにより履修した授業科目については、研究科委員会の議を経て、36単位を超えない範囲で第5条第1項に定める選択科目の単位を修得したものとみなすことができる。
 - 5 第3項の定めるところにより履修した授業科目については、研究科委員会の議を経て、自由科目の単位を修得したものとみなすことができる。

（留学）

第7条の2 前条第1項の定めるところにより外国の大学院の授業科目を履修しようとする学生は、指導教員の承認を得たうえで、当該授業科目名を記載した留学願を研究

科長に提出し、その許可を受けなければならない。当該許可は、研究科委員会において教育上有益と認めるときに与えるものとする。

- 2 前項の許可を受けて留学した期間については、研究科委員会の議を経て、1年を超えない範囲で第10条第1項に定める在学期間に加えることができる。

(入学前の既修得単位の認定)

第7条の3 研究科委員会において教育上有益と認めるときは、学則第27条の2の定めるところにより、学生が研究科に入学する前に大学院（他の大学院を含む。）において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、研究科に入学した後の研究科における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の定めるところにより修得したものとみなすことのできる単位数は、再入学及び転入学の場合を除き、研究科において修得した単位以外のものについては、30単位を超えず、かつ第7条第4項の定めるところにより修得したものとみなす単位と合わせて36単位を超えないものとする。

(単位の認定)

第8条 各授業科目の単位修得の認定は、試験の成績等により、研究科委員会の承認を得て担当教員が行う。

- 2 病気、忌引きその他やむを得ない事由により定期試験を受けることができなかった学生については、原則として追試験を行う。

(成績の評価)

第9条 成績の評価は、定期試験の成績、授業への出席状況、授業での発言、課題への取り組み等を考慮して行う。授業の3分の1以上を欠席した者には単位を与えない。

- 2 成績は、単位を与える水準に達した者につき、A、B、C、Dの4段階で相対評価する。相対評価の基準は、原則として、A10～20%、B20～30%、C40～50%、D10～30%とする。単位を与える水準に達していない者はF評価とする。
- 3 A、B、C、D、Fにそれぞれ4、3、2、1、0の点数を与え、以下の算式によりGPAを算出する。

$$GPA = \frac{(4 \times A \text{ 修得単位数}) + (3 \times B \text{ 修得単位数}) + (2 \times C \text{ 修得単位数}) + (1 \times D \text{ 修得単位数})}{\text{履修登録した授業科目の単位数の総和}}$$

- 4 第2項の規定にかかわらず、研究科委員会が別に定める授業科目の成績は、合否で評価する。当該授業科目はGPAの対象外とする。

(2年次進級の要件)

- 第9条の2 1年次に配当された法律基本科目について24単位以上を修得し、かつ単位を修得した法律基本科目のうち成績上位の12科目のGPAが1.6以上でなければ、2年次に進級することができないものとする。
- 2 前項に定める進級要件を満たさず1年次に留め置かれた者には、D評価を受けた法律基本科目の再履修を認める。

(課程修了の要件)

- 第10条 研究科の課程の修了要件は、研究科に3年以上在学し、第5条第1項に定める単位を修得し、かつ修了時において履修登録したすべての授業科目のGPAが2.0、法律基本科目のGPAが1.8を満たすこととする。
- 2 前項に定める修了要件のうち、GPAに関する要件のみを満たしていない者には、D評価を受けた授業科目の再履修を認める。
- 3 第1項に定める在学期間については、第7条の3の定めるところにより研究科に入学する前に修得した単位を研究科において修得したものとみなす場合であって、当該単位の修得により研究科の課程の一部を履修したと認めるときは、研究科委員会の議を経て、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で在学したものとみなすことができる。

(法学既修者)

- 第10条の2 研究科において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者(以下「法学既修者」という。)に関しては、研究科委員会の議を経て、前条第1項に定める在学期間については1年間在学し、同項に定める単位については1年次に配当された法律基本科目36単位を修得したものとみなすことができる。
- 2 法学既修者について在学したものとみなすことのできる期間は、前条第3項の定めるところにより在学したものとみなす期間と合わせて1年を超えないものとする。
- 3 法学既修者について修得したものとみなすことのできる単位数は、第7条第4項及び第7条の3第1項の定めるところにより修得したものとみなす単位と合わせて36単位を超えないものとする。

(再入学)

- 第10条の3 研究科を退学した者で、退学後2年以内に再入学を志願する者があるときは、学則第17条の定めるところにより、研究科委員会の議を経て、相当年次に入学を許可することができる。
- 2 前項に関し必要な事項は、研究科委員会が別に定める。

(転入学)

第 10 条の 4 他の法科大学院の学生で、研究科への転入学を志願する者があるときは、学則第 18 条の定めるところにより、欠員のある場合に限り、研究科委員会の議を経て、相当年次に入学を許可することができる。

2 前項に関し必要な事項は、研究科委員会が別に定める。

(特別聴講学生)

第 10 条の 5 研究科における授業科目を履修しようとする他の大学院の学生があるときは、学則第 35 条の定めるところにより、当該他の大学院との協議に基づき、特別聴講学生としてその履修を認めることができる。

2 前項に関し必要な事項は、研究科委員会が別に定める。

(科目等履修生)

第 10 条の 6 研究科の学生以外の者で、研究科における授業科目を履修することを志願する者があるときは、学則第 35 条の 3 の定めるところにより、研究科の運営に支障のない限り、研究科委員会の議を経て、科目等履修生として入学を許可し単位を与えることができる。

2 前項に関し必要な事項は、研究科委員会が別に定める。

(法務学修生)

第 10 条の 7 研究科の課程を修了した者で、司法試験を受験するため研究科の学修支援の下で自学自習を希望する者があるときは、学則第 35 条の 5 の定めるところにより、研究科の運営に支障のない限り、研究科委員会の議を経て、法務学修生として在籍を許可することができる。

2 前項に関し必要な事項は、研究科委員会が別に定める。

(16 単位未満除籍)

第 11 条 (削除)

(雑則)

第 12 条 この規程に定めるもののほか、研究科に関し必要な事項は、研究科委員会が別に定める。

附則

この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附則（平成 18 年 10 月 1 日）

この規程は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。

附則（平成 19 年 1 月 17 日）

この規程は、平成 19 年 1 月 17 日から施行する。

附則（平成 19 年 2 月 7 日）

この規程は、平成 19 年 2 月 7 日から施行する。

附則（平成 19 年 7 月 11 日）

この規程は、平成 19 年 7 月 11 日から施行する。

附則（平成 20 年 4 月 1 日）

- 1 この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この改正後の第 5 条第 2 項及び第 9 条第 2 項の規程にかかわらず、平成 19 年度以前入学者の履修単位数ないし成績評価は、なお従前の例による。

附則（平成 22 年 2 月 17 日）

- 1 この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 3 条（別表を含む。）、第 5 条及び第 10 条の規定にかかわらず、平成 21 年度以前入学者の履修できる授業科目、1 学期に履修できる単位数及び課程修了の要件については、なお従前の例による。

附則（平成 23 年 3 月 16 日）

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附則（平成 24 年 3 月 28 日）

- 1 この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 3 条（別表 1 を含む。）、第 5 条（別表 2 を含む。）、第 9 条の 2 及び第 11 条の規定にかかわらず、平成 23 年度以前入学者の履修できる授業科目、履修方法、2 年次進級の要件及び 16 単位未満除籍制度の適用については、なお従前の例による。

附則（平成 26 年 3 月 20 日）

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附則（平成 27 年 3 月 18 日）

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1 (第 3 条関係)

授業科目及び単位数

	授業科目名	単 位	修了要件
法律 基本 科目	〔公法系〕		必修 66 単位
	憲法Ⅰ	2	
	憲法Ⅱ	2	
	憲法演習Ⅰ	1	
	憲法演習Ⅱ	1	
	行政法Ⅰ	2	
	行政法Ⅱ	2	
	行政法演習	2	
	公法応用演習	2	
	〔刑事法系〕		
	刑法Ⅰ	2	
	刑法Ⅱ	3	
	刑法演習Ⅰ	1	
	刑法演習Ⅱ	1	
	刑事訴訟法Ⅰ	2	
	刑事訴訟法Ⅱ	2	
	刑事訴訟法演習	2	
	刑事法応用演習	2	
	〔民事法系〕		
	民法基礎演習	1	
	契約法Ⅰ	2	
	契約法Ⅱ	2	
	契約法Ⅲ	2	
	所有権法	2	
	担保法	2	
	不法行為法	2	
	家族法	2	
	民法演習Ⅰ	2	
	民法演習Ⅱ	2	
	民事訴訟法Ⅰ	2	
	民事訴訟法Ⅱ	2	
	民事訴訟法演習	2	
	商法Ⅰ	2	
商法Ⅱ	2		
商法Ⅲ	2		
商法演習	2		
民法応用演習Ⅰ	2		
民法応用演習Ⅱ	2		
実務 基礎 科目	法文書作成 (必修)	1	必修 10 単位 選択必修 1 単位
	刑事訴訟実務の基礎 (必修)	2	
	民事訴訟実務の基礎 (必修)	2	
	法曹倫理 (必修)	2	
	刑事模擬裁判 (必修)	1	
	民事模擬裁判 (必修)	1	
	ロイヤリング (必修)	1	
	クリニック (選択必修)	1	
	エクスターンシップ (選択必修)	1	

基礎法学隣接科目	基礎法学入門	1	選択 4 単位。ただし、インターナショナル・ロイヤー・コースを選択した学生は、◎を付した授業科目を 1 科目 (2 単位) 以上履修しなければならない。
	法律基礎英語 I	1	
	法律基礎英語 II	1	
	法哲学	2	
	アメリカ法◎	2	
	アメリカ憲法◎	2	
	法律英語◎	2	
	日米関係	2	
展開先端科目	租税法	2	選択 18 単位。ただし、インターナショナル・ロイヤー・コースを選択した学生は、◎を付した授業科目を 4 科目 (8 単位) 以上履修しなければならない。
	自治体法学	2	
	国際法◎	2	
	国際人道法◎	2	
	労働法	2	
	社会保障法	2	
	刑事政策	2	
	交通事故賠償法	2	
	民事執行・保全法	2	
	倒産法	2	
	保険法	2	
	沖縄企業法務	2	
	国際私法◎	2	
	国際民事訴訟法◎	2	
	国際取引法◎	2	
	経済法	2	
	知的財産法	2	
	環境法	2	
	米軍基地法◎	2	
	ジェンダーと法	2	
	英米法研修プログラム◎	2	
	論文指導 I	2	
	論文指導 II	2	
	外書講読 I	2	
	外書講読 II	2	
	展開・先端科目特殊講義 I ~ VI	各 2	
	特殊講義 VII	1	

別表 2 (第 5 条第 4 項関係)

授業科目の履修条件

授業科目	履修条件
憲法演習 I	憲法 I、憲法 II から 2 単位以上をすでに修得していること
憲法演習 II	
行政法演習	行政法 I、行政法 II から 2 単位以上をすでに修得していること
公法応用演習	憲法演習 I、憲法演習 II、行政法演習から 2 単位以上をすでに修得していること
刑法演習 I	刑法 I、刑法 II から 2 単位以上をすでに修得していること
刑法演習 II	
刑事訴訟法演習	刑事訴訟法 I、刑事訴訟法 II から 2 単位以上をすでに修得していること
刑事法応用演習	刑法演習 I、刑法演習 II、刑事訴訟法演習、刑事訴訟実務の基礎から 4 単位以上をすでに修得していること
民法演習 I	民事法基礎演習、契約法 I、契約法 II、契約法 III、所有権法、担保法、不法行為法、家族法から 8 単位以上をすでに修得していること
民法演習 II	
民事訴訟法演習	民事訴訟法 I、民事訴訟法 II から 2 単位以上をすでに修得していること
商法演習	商法 I、商法 II、商法 III から 4 単位以上をすでに修得していること
民事法応用演習 I	民法演習 I、民法演習 II、民事訴訟法演習、商法演習、民事訴訟実務の基礎から 6 単位以上をすでに修得していること
民事法応用演習 II	